

はじめに

1 策定の趣旨

今、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。人口減少社会、少子高齢社会がますます進行し、子どもたちの数が今後も減少していく見込みです。また、グローバル化や情報化の進展、産業構造や雇用環境の変化等が子どもたちの生活に大きな影響を与えており、見過ごすことができなくなっています。加えて、教育格差と貧困の連鎖、子どもたちの安全確保への対応等の課題もクローズアップされています。

このように教育を取り巻く社会情勢が変化していることから、これまで培ってきた三重の教育を大切にしながら（不易）、新たな課題に対して果敢に取り組んでいくこと（流行）が求められています。

三重県では、中長期的な視点から本県教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す指針である「三重県教育ビジョン」（計画期間：平成 23(2011) 年度から平成 27(2015) 年度）に基づき、教育に係る施策を展開してきたところです。これまでの三重の教育を継続して一層推進するとともに、新たな課題に対応するための指針として、新しい教育ビジョンを策定し、取り組んでいきます。

2 計画の位置づけと対象範囲

このビジョンは、三重の教育のめざす姿とその実現に向けた取組内容および目標を示す中期計画です。また、このビジョンは、三重の教育の基本的な方針や教育施策について示した「三重県教育施策大綱」をふまえた計画であるとともに、教育基本法第 17 条第 2 項に基づいて策定する三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。

計画の対象範囲は、学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等）に関することとし、保護者、地域住民、市町、民間事業者、NPO、団体等、多様な主体と連携して推進する分野（例：家庭・地域の教育力向上）も含めます。

また、保護者、地域住民、市町等に対しては、このビジョンが示す理念の共有と教育活動への積極的な参画・連携を期待しています。

3 計画の期間

10 年先を見据えた 4 年間（平成 28(2016) 年度から平成 31(2019) 年度まで）とします。

4 計画の構成

第1章の「総論」では、教育を取り巻く社会情勢の変化を整理するとともに、「三重県教育施策大綱」の基本方針をふまえたこのビジョンの基本理念として「三重の教育宣言」を掲げています。

第2章および第3章では、主な取組内容や数値目標等を「基本施策」および「施策」として体系化して示しています。

第4章では、「施策」の中でも、計画期間中に特に注力する取組を「重点取組」として掲げています。

第5章では、このビジョンを着実に推進するための進行管理等の方法について示しています。

三重県教育ビジョンの主な構成

三重の 教育宣言

「三重の教育宣言」を実現するため、
7つの基本施策(30施策)と8つの重点取組を展開

基本 施策

- 1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成(6施策)
- 2 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成(5施策)
- 3 健やかに生きていくための身体の育成(3施策)
- 4 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進(2施策)
- 5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり(6施策)
- 6 地域に開かれ信頼される学校づくり(5施策)
- 7 多様な主体による教育の推進と文化財の保護(3施策)

特に注力する取組

重点 取組

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 学力の向上 | 5 特別支援教育の推進 |
| 2 体力の向上と学校スポーツの推進 | 6 誰もが安心できる学び場づくり |
| 3 心の教育の推進 | 7 地域に開かれ輝く学校づくり |
| 4 グローカル人材の育成 | 8 教職員の資質向上 |